

令和5年 第40回たかさき北人権プラザ文化祭開催のご案内

毎年恒例となっている文化祭ですが、5月の当プラザ推進委員会議で検討を行い、利用者の皆様にご相談した結果、今年も作品展のみの開催といたします。ご理解をお願いいたします。

■ 開催日程：11月17日（金）～19日（日）

午前9時～午後4時（最終日は午後1時まで）

■ 展示内容：木目込み人形・水彩画・生け花・俳句



12月4日～10日は人権週間です。



昭和23年（1948年）12月10日の国際連合第3回総会において「世界人権宣言」が採択されました。そのことを記念して、昭和24年（1949年）に法務省と全国人権擁護委員会連合会が、12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開することとし、今年で75回目を迎えます。

皆様もこの機会に今一度、人権について考えてみていただけたら幸いです。

たかさき北人権プラザにおいても、人権の大切さを踏まえ、人権意識の高揚と人権課題の解決に向けた事業を展開してまいりますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。



LGBTQ 等の性的少数者への理解を深めましょう

LGBT 理解増進法とは

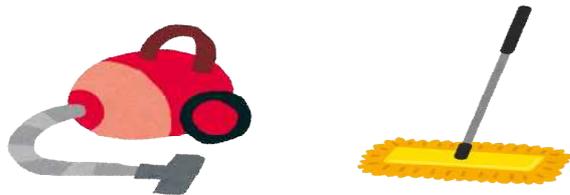
LGBTQ とは「レズビアン」・「ゲイ」・「バイセクシュアル」・「トランスジェンダー」・「クエスチョニング」の5つの頭文字をあわせた言葉です。「レズビアン」は女性の同性愛者、「ゲイ」は男性の同性愛者、「バイセクシュアル」は両性愛者、「トランスジェンダー」は身体と心の性が一致していないため、身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人、「クエスチョニング」は性的志向、性自認が定まらない人のことです。人口に占める割合が少ないことから、セクシャル・マイノリティ（性的少数者と）といわれることがあります。

LGBT 理解増進法とは正式名称は「性的志向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律」です。LGBT に関する基礎知識を全国津々浦々に広げることで国民全体における性的少数者への理解を促すことを目的とした法律です。

性的志向や性自認に基づく差別の減少により LGBT の人々が尊重され、安心して生活できる環境を整えることを目指しています。

お部屋の利用後について

- ・ コロナが5類に移行しましたので、以前のように、掃除機又はモップ掛け。
- ・ 照明、エアコン、換気扇等のスイッチ確認。
- ・ 出席名簿、使用簿のご記入。



ご協力よろしくお願いたします。

たかさき北人権プラザ 交通のご案内



- 【駐車場】約20台
- 【バ ス】関越交通バス
高崎駅西口バスターミナル5番
渋川駅行き又は群馬温泉行き
《福島》バス停下車（徒歩8分）
ぐるりん こうづけ国分寺線
《中泉団地南》バス停下車
300メートル（徒歩6分）